

○東京藝術大学外国人受託研修員規則

〔平成9年3月27日〕
制 定

改正 平成13年3月26日 平成16年4月1日
平成19年12月26日 平成25年10月24日

(趣旨)

第1条 この規則は、本学における国際交流を推進するとともに、開発途上国の自立的発展及び文化的、知的水準の向上に資するため、独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）から本学に派遣される外国人受託研修員（以下「受託研修員」という。）の受入れに関し必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 受託研修員となることができる者は、機構が開発途上国から招致する研修員であって、学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に定める大学を卒業した者又は、本学がこれに準ずる学力があると認めた者とする。

(受入れの申請及び許可)

第3条 学長は、機構の長からの受託研修員としての受入れの申請があったときは、当該部局の意向を徴した上、これを許可する。

(研修期間)

第4条 受託研修員の研修期間は、1年以内とし、受入れを許可する日の属する会計年度を越えることはできない。ただし、特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

2 学長は、機構の長から研修期間の変更について申出があったときは、当該部局の同意を得て、これを許可することができる。

(研修期間区分)

第5条 受託研修員の研修期間区分は、会計年度内における研修期間の日数により、1か月を単位として区分する。

2 前項の1か月は30日とし、30日に満たない日数は切り上げるものとする。

(研修方法)

第6条 学長は、受託研修員の研修目的及び研修内容を考慮して、指導教員を定め指導を行わせるものとする。

(研修料及び徴収方法)

第7条 受託研修員の研修料は、東京藝術大学における授業料その他の費用に関する規則の定めるところによる。

2 前項に規定する研修料は、機構が負担するものとし、受託研修員として受入れ又は研修の継続を許可された後、直ちに納付しなければならない。

3 当該会計年度を超えて研修期間を許可している場合の翌年度以降に係る研修料については、翌年度当初に徴収するものとする。研修料が納付されなかったときには、翌年度以降に係る研修について許可を取り消すことがある。

4 学長は、機構の長の申出にもとづき、研修料の分割納付を認めることができる。

5 既納の研修料は、還付しない。

(研修証明書)

第8条 学長は、所定の研修を修了した受託研修員から願い出があったときは、その研修事項については研修証明書を交付することができる。

(諸規則の遵守)

第9条 受託研修員は、この規則に定めるもののほか、本学の定める諸規則を遵守しなければならない。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、受託研修員の取扱いに関して必要な事項は、部局の長が別に定める。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年3月26日から施行し、平成13年1月6日から適用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。